

令和5年度生駒市人権施策審議会（第1回）会議録

1 日 時 令和5年6月23日(金) 午後2時00分～午後4時30分

2 場 所 生駒市役所 302会議室

3 出席者

委員 石倉委員、三成委員、富島委員、山田委員、諸岡委員、窪田委員、キング委員、
奥本委員、山根委員

事務局 中谷市民部長、後藤人権施策課長、福山男女共同参画プラザ所長、坂田人権文
化センター所長、塚崎人権施策課人権施策係長

4 欠席者 なし

※会議公開（傍聴者数1名）

【会議の内容】

(事務局) <開会><録音許可><委員紹介>

(部長) <挨拶>

(事務局) <職員紹介><傍聴者報告(1名)>

<会長及び副会長の選任>

[委員の互選により、会長に石倉委員、副会長に三成委員を選出]

(会長) <開会挨拶>

(事務局) ありがとうございます。会議につきましては、生駒市人権施策審議会規則第5条第
1項で「審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。」と規定されていますの
で、会長に議事進行をお願いいたします。

(会長) <会議公開・傍聴許可>

(事務局) <配布資料確認>

(会長) では、案件1人権施策実施プログラム(案)について、事務局からご説明をお願いしま
す。

(事務局) <案件1「人権施策実施プログラム(案)」について説明>

○事業件数の報告(2P)

継続225件、新規・未掲載7件、終了3件、重複107件、合計342件

○新規・未掲載事業の説明(黒枠箇所)

51番「ハラスメント(パワハラ)に関する講演」、107番「重層的支援体制整備事業」、

227 番「後期高齢者健康診査受診時一部負担金無償化」、228 番「高齢者保健事業と介護予防との一体的な事業」、292 番「スポーツ施設の改善」、319 番「留学生と絵本であ・そ・ぼ!」、320 番「親子で英語えほんの会」

○終了事業の説明（灰色網掛け箇所）

16 番「通級指導教室『エル』の運営」、307 番「国際化担当窓口の設置」、
313 番「国際交流の集い『わいわいワールド』」

○人権施策課所管の主要事業の説明

30 番「識字学級」、31 番「人権教育講座山びこ」、32 番「人権啓発 DVD 貸出」、
34 番「人権教育地区別懇談会」、60 番「人権を確かめあう日記念市民集会の開催」
61 番「子どもじんけん映画会の開催」、67 番「人権擁護委員との連携」
85 番「人権教育推進協議会 理事研修」、309 番「日本語教室」
314 番「多文化共生イベント」、327 番「パートナーシップ宣誓制度」
328 番「LGBT などの性的少数者や性の多様性の支援・啓発」

○「生駒市男女共同参画行動計画(第3次)後期実施計画 実施状況」

(プログラム女性分野)の説明

- ・行動計画と実施計画の位置づけの説明
- ・事業全体の報告 新規事業なし 総事業件数 327 件
- ・変更事業の説明 118～125「スタイリングウィーク事業」は令和5年度以降、まちな交流会「つどい」として実施
- ・男女共同参画プラザ所管の女性分野に係る主な事業の説明
39・40：デートDV防止講座、44：女性のための各種相談、90：イクボス宣言、95：ハローワーク等の相談窓口の紹介

(会長) 説明を頂きました。それではただ今の実施プログラム及び男女共同参画行動計画について意見・質問ございましたら、積極的に出して頂きたいと思います。

(会長) 職員のイクボス宣言(男女行動参画 後期実施計画 90 番)とは、どのようなことをするのでですか。

(事務局) イクボス宣言の宣誓書というものがございまして、所属長が守るべき項目が挙げられているんですけど、それを掲げて宣誓してもらうものなんです。育休をとり易くするなど、男女ともに働き易い職場とする目標を掲げております。

(会長) この生駒市役所の中の職員向けに？

(事務局) 職員から見える位置に、(所属長)自ら宣誓書を貼るという対応をしています。生駒市役所だけではなくて、奈良先端大とあと商工会議所、産官学と一緒にスタートさせるという取組で始まったものです。

(会長) 男性の育児休業の取得は、市役所では進んでいますか。

(事務局) 若い職員を中心に事例は出てきていますね。「取っていいんですか。」「是非是非(取

- ってください)」という感じです。結構活用はあります。年間 10 件も 20 件もという感じではないですけど。期間の取り方など自分に合った取り方をしてもらっています。
- (委員) 男女行動参画 後期実施計画 44 番の(女性のための)法律相談について、令和 3 年度 38 件、令和 4 年度 39 件とのことですが、実施されている日数はだいたいどれぐらいですか。
- (事務局) 月 1 回午後 1 件あたり 30 分ずつで 6 枠、年間 72 枠になります。
- (委員) 年間 72 枠中、40 件弱の申し込みがあったということですね。
- (事務局) 事前に申し込みされていても、相談に行けなくなった方もいるので、受付件数はもう少し多くなります。
- (委員) 市役所の一般の法律相談の件数と比べると、感覚的に少ないように思ったので、何が原因でそうなっているのか。枠に対して埋まっている率が 6 割ぐらいとのことですね。分かりました。ありがとうございます。
- (委員) 人権施策実施プログラム 128 番の生駒市国際化ボランティア事業について、外国の方で登録されている人はいますか。
- (事務局) 中国名の方で、登録されている方もおられます。
- (委員) 市内の留学生など、生駒在住の外国の方も登録できるのですね。
- (事務局) はい。ご協力いただけるのであれば、是非登録いただければと思っております。
- (委員) 男女行動参画 後期実施計画 39 番 デートDVに関する出前授業について、どんな内容で、どのような講師の方が実施されていますか。
- (事務局) 学校などから市に対して講演の依頼があった場合に、『参画ネットなら』という県内で活動している団体に依頼し、市の出前授業として、講演して頂いています。部活動よりデートを優先させるよう相手に強要することも DV に当たる事や、ネット上に個人の写真等が拡散される事もあるといった内容を講演して頂きました。
- (委員) 男女行動参画 後期実施計画 196 番 放課後児童クラブ(学童保育)について、19:30 までの延長保育は、令和 4 年度実績で 12 の小学校中 11 小学校で実施とのことなんですけれども、今生駒ではこの学童保育の希望者、充足状況なんですけれども、バランスはどうなっていますか。
- (事務局) 希望者の方が多い状況で、なかなか足りていないとも聞いています。施設を増やしていく方向にあり、学校内に施設を増やすほか、市で運営事業者をプロポーザルし、対象の学校区内で施設を借りての運営など、整備が追い付くように進めています。
- (委員) 共働き世帯が増えており、テレビ番組でも放映していましたが、施設を充足しても、狭いところに児童を沢山入れ込んでいるという。生駒の場合はどんな状況ですか。先生と学童との割合というのは。
- (事務局) 担当課に確認しないと正確な状況は分かりませんが、市内 12 の小学校に対して、27 教室を設けており、先生と児童の割合についても、対応しているものと思われます。
- (委員) 人権施策実施プログラム 54 番のホームページのバリアフリー化について、D 評価とい

うのは、どの程度の評価なのか、A～Dまでの評価区分ですか。

(事務局) A～Eまでの評価となっています。

これは、これまでホームページで高齢者・障害者の配慮設計指針としてきたJ I Sの規格をほぼ達成したことから、令和5年度から、公共機関サイト支援プロジェクトという団体が実施している各地方自治体のウェブサイトの個別評価について、生駒市は現状D評価ですが、D評価からの向上を指標とすると担当課から聞いています。

(委員) 生駒の北部で工業団地がありますが、外国人の技能実習生も多く働かれていると思います。企業の負担で独自に日本語学習を進めていると思いますが、市としては、そういった企業に対する学習費用の補助といった制度やサポートはありますか。

(事務局) コロナ禍で3年間休止していた日本語教室(人権施策実施プログラム309番の日本語教室)を令和5年度から再開することになり、企業からも問い合わせを受けています。学習者を新規募集するタイミングに合わせて、問い合わせのあった企業の技能実習生には学習に参加していただく予定になっています。

(委員) 技能実習生は生駒市に結構来ているのですか。

(事務局) コロナ禍で少し止まっていたとは聞いています。

(委員) 男女行動参画 後期実施計画73番の生駒市役所の管理職女性比率について、28.5%は全国的に見て高いのですか。全国の市町村と比べてどうですか。

(事務局) 県下の自治体の中では高い方と聞いています。令和3年度は30%近くまで比率は上がったのですが、管理職女性の定年退職が多かったこともあり、比率が戻っていません。

(委員) 人権施策実施プログラム318番の119番通報の多言語対応について、初めて見て良いなと思いましたが、宣伝とか周知とかはしていますか。令和4年度の実績が1件なので、結局日本語が出来る人に繋いで対応する事になりそうですが。いろんな言語に対応しているの、皆さんに分かるように周知してもらえれば。

(事務局) 周知・広報の状況を把握していないので、担当課に確認して次回審議会で報告します。

(委員) 人権施策実施プログラム307番の国際化担当窓口の設置について、令和5年度で国際化推進係が新設されたとのことですが、どのような業務を担当するのか簡単な説明とかありますか。

(事務局) 分掌事務規程という、係の業務内容を定めているものがあるのですが、その中では、国際化の推進に関することと多文化共生に関することの2項目であったと記憶しています。人権施策課だけで出来るものではなく、学校教育であるとか生涯学習であるとかいった様々な分野と連携しながら取り進める内容もあると思っています。

(委員) 私も生駒国際交流協会の役員をやっているのですけれど、外国の方が市役所に来て困った時とか、相談に行く窓口として国際化担当窓口があったと思うんですけど、そういう役目も果たすということですかね。どこかそういう視点が欠けている気がするんですよね。『本当に困って市役所に来ました。言葉が分かりません。』となったらどこに相談しにいったら良いか。そういう細かい配慮が本来は、人権って大事なんじゃないかなと思

うんですね。そういう事を国際化推進係がするのかなと思ったんですけども。

(事務局) そういった窓口での対応については、各課でも AI を使ったり、タブレット端末を使って画面上で通訳の方とオンラインでつなげたり、電話で通訳の方を交えて三者間通話を実施したりとかを実施しており、国際化推進係が全庁的に情報を共有して、各窓口での対応ができるように進めています。

(委員) タブレットとかその辺を活用してということでしょう。

(事務局) 人材不足ということもありますので、外国人の方だけではなく、手話通訳なども含めて、そういったものの活用を取り入れています。

(委員) でもそれだけで対応ができないものもあると思うんですけども。そういう時はどうするのかというのが、私は気になってます。

(事務局) これまでも、外国の方からの電話や受付への来訪があった場合は、人権施策課が相談窓口として、まず対応しています。

(委員) 人権施策課が対応窓口になるんですね。

(事務局) そうなんですけれど、全庁的に対応できる窓口の体制を進めるということで、係ができたので、窓口としては発展的に解消しました。

(委員) でも（一次的な）相談窓口については、人権施策課で良いですね。

(事務局) はい。そうです。

(委員) 人権施策課の方も、男女共同参画の方も非常に丁寧に説明して頂きました。ありがとうございました。次回以降に向けて、現状と課題として、どこまでできるかは分からないですけども、検討して頂きたいところがありまして。

具体的な課題というのが書かれていないので、確かに委員として説明を聞いたら、「なるほど。こういうことを政策として進めていくんだな。」ということは分かるんですけども、そしたら過去2年間の実績を踏まえて、何が課題であるから、今回この方針を新しくする、あるいは改める、という論理的な展開というのが、必ずしも分かり易くは示されていないですね。そこがとても残念だと思います。

でそれに関連して言うと、課題設定、これは人権施策課で基本計画に即して掲げられています。しかし、行政文書としては仕方がないと思うんですけども、生駒市が人権施策なり男女共同参画の施策を推進する中で、重点課題、生駒市として特にやりたい重点政策、今年度はこの部分は重点的にやりたいという市の姿勢がこの文書の中に明確に読み取れるような形の文言を計画の冒頭に1ページでも半ページでもって追加していただいたらありがたいと思います。市民の方がこうしたものを後で見た時にも検証可能であるし、市としてはこういう姿勢をとっているんだということが分かり易く伝わるのかなと思いましたので、これは今後の検討課題ということでお願いいたします。以上です。

(委員) 私はこの文書を初めて見させて頂いたときに物凄い数なんで、一個一個読んでいけば確かに分かるんですけども、例えばもしこういった事ができれば。

計画と実績がありますよね、それを（実績を）100%で設定するか90%に設定するかはあるんですが、例えば90%以上あれば○だと、80%だとまあ△やと、もっとそれ以下だったら×やと、というもの（実績評価）があれば、上手く行っている施策は外しておいて、×のものとか△のものとかで、これが上手く行っていないんやと、ではその原因は何だったんやと、じゃあ今後どうするんだと、それがこの事業計画に結びついていのかどうか、というのがあれば私ら素人でも見て、項目は多いけれども、まあこの部分だけでももうちょっと重点的に見てみようとかいうことも出来るのかなと、私も素人ながらにそう感じたんですけれども。

（事務局）項目がかなり多すぎてということですかね。

（委員）いやいや。読んでいけばよく分かるし、これは全部やっていかなあかんでしょうけれど、私がこの資料を見た時に、もしそういう風にできておったら、ここは上手く行っているな、ここはちょっと問題というのが一目で分かるなあと、自分の経験で思ったものだから。

（事務局）見やすい評価ということですね。

（委員）ええ。

（委員）今のご意見は、とても具体的なご提案だと思います。例えば大学で評価をする時も、自分で立てた目標に対して、どれだけ実績が出たかを数字で上げ、それを自己評価した時に一番できたのをSとし、普通はBレベルで自己評価をちゃんとつけていくんですね。それで評価が低かった分についての集中的な分析をする一方、S評価をつけたもの、自分たちとして自慢できるものは積極的にアピールする、こうしたことを大学などでもやっています。そういう事も含めてお考え頂いたら分かりやすいのかなと思いました。

結局資料が膨大過ぎて、メリハリも無いので、読むのがつらいですね。今日のご説明を聞いても、網羅的にやっているという像は描けるんですけれど、網羅的にやっていることの全体像は結局分からないんです。基本計画（概要版）はカラー版で分かり易く市民向けに出しておられるので、これに対応するような1枚のポンチ絵のようなものを作って、内閣府の男女共同参画でも最近ではポンチ絵で全部国民向けに発信していますから、そういうものを生駒市でも計画や評価の時に出していくことをご検討いただいたら良いかなと思いました。

（会長）なかなかこれは。いつもこの形でね。課題毎にずらっと並んでいるんですけれど。

（委員）言えば言うほど、事務局の仕事を増やす気がして恐縮なんですけれども、やはり行政は市民にやっていることを理解していただく必要があります。そうしたら予算の使い方も市の実績としても、市民が共有して市を応援してくれると思いますので、計画を立て、それを評価をするというプロセス自体が市のある種の広報戦略だと位置づけて取り組んでいただけたら良いかなと思いました。

（事務局）そうですね。今おっしゃっていただいた対応については、市の事業の評価では、委員におっしゃっていただいたみたいに、SであったりAであったりを付けます。それを公

表しておりますので、それを見た方が分かり易い、市民の方も、まあ出来ていたんだとか、これ出来ていないんだとか、問題があったんだと、で問題は何っていうところを書いたりするんですよ、どうしてできなかったのか、こういうところが足りなかったのではないかという自己分析というか、まあそれがあれば良く分かり易いですけど、読む資料がどんどん増えていってしまうという悪循環にもなるんですけど、まあそれは表現の仕方色々だと思いますので、是非参考にさせていただければと思います。

(会長) 手法として難しい。何百項目とあるので、その一つ一つに ABCD とか評価をするのは。

(委員) 一つ一つではなく、評価は大項目で良いと思うんです。

(会長) 一つ一つのポイントではなく、平均値で出しても良いですか。

(事務局) そうです。これを一つ一つ評価すると、全体としてどうなのかまた分からなくなるという形かなと思うので。

(会長) ポイントを集約してとか。

(事務局) そうですね。代表的指標とか、いろいろ大事なものがあるかと。

(会長) これは市民が見ても分かりづらいですね。

(事務局) 内部的には分かり易くても、外部に出すには分かりにくいかと。

(会長) ずっとこの形式でやってきましたけれど。この際やってもらうと良いですね。

(事務局) 実績としてはどうかというのは、良く分かるんですよこの形ではね。どういうことをやってきたかというのは、説明は十分できるんですけど、(委員の皆さんが) 確かに仰っているように、「じゃあ、それはどうだったんですか。」という振り返りというか評価が、少し分からないなというのは確かにあります。難しいですが。

(会長) ではそれは宿題として。

もう一つ気が付いたんですが、人権施策実施プログラム 231 番の住宅施設整備事業について、事業実績なし、事業計画なしが例年ずっと続いているんですが、これは解決しているということなんですか。

(委員) いやこれは解決しているのか、見に行っていないので。最近聞いた話では、廊下に油蒔く人がいると聞いたことがあります。それで市役所の担当課には、防犯カメラを付けていただきたいとか要望はしているんですが、そのところは聞いていないです。

(会長) 油というのは、家庭ごみで出た油を。

(委員) 家庭かどこかは分からないんですけど、ドアとか階段に油を蒔く人がおって、それで担当課に行って防犯カメラを付けて欲しいということをお願いしたんですけど、それから担当課から何の報告も無いので分かりません。市営住宅も元町とか緑ヶ丘とかあちこちにあるので、見に行くことで分かりますけれど、私らでは整備が分からないので、市が住んでいる方と相談して進めて頂きたいと思います。

(事務局) 担当課にヒアリングしたところ、お風呂などで介護が必要な方に対しては、介護備品で対応しているとの回答でした。

(会長) 他、意見はありませんか。

(委員) 去年 8 月 23 日の審議会でもお願いしたんですけれど、生駒市で市民集会とかそういう行事とかイベントを審議会の委員に通知していただいて、人権に関するイベントには委員さんにも参加して頂けるよう周知していただければと思いますので、要望させていただきます。

(事務局) お配りした資料の最後に、今年度の人権教育講座山びこ講座一覧を掲載したチラシ、及びリーフレット「やまなみ」で昨年度の山びこ講座の概要を掲載しております。また黄色のチラシ、インターネットでの人権侵害が問題となっていますので、7 月 15 日にインターネットと人権についての市民集会を開催する予定となっております。委員の皆様で希望される方がおられましたら、是非参加をお願いいたします。

また山びこ講座についても、昨年度まではコロナの関係で一般の市民参加は控えていたんですけれど、今年度から一般市民の参加も受け付けていますので、委員の皆様で希望の回がありましたら、人権施策課までご連絡いただければ、参加いただけるよう手配いたします。またパワハラに関する講演会開催の案内については、次回報告させていただきます。

(会長) では、この案件については終わらせていただいてよろしいでしょうか。

では、次「市民意識調査の実施について」事務局から報告をお願いします。

(事務局) それでは、案件 2 の「市民意識調査の実施について」について、ご説明いたします。まず調査実施の背景について説明いたします。

生駒市の男女共同参画行動計画（第 3 次）計画について、計画期間は平成 27 年度～令和 6 年度までの 10 年間となっております。このため、令和 6 年度に新たに第 4 次計画を策定するにあたり、今年度に男女共同参画に関して市民意識調査を実施するのに併せて、人権意識調査を実施することから、この審議会に諮るものです。

男女共同参画行動計画は、男女に関する審議会で審議いたしますが、今回実施する人権に係る調査票の内容や集計方法、報告書案については、この審議会でご審議をお願いいたします。

お手元の資料 6 をご覧ください。今年度の市民意識調査の実施に係る審議会の年間予定となります。今年度審議会を 5 回程度予定しております。調査の概要を右枠欄に記載しております。

調査の対象は市民 3000 人、16 歳以上、無作為抽出、人権の調査項目は 15 問程度、実施時期は 8 月～9 月にかけて、約 1 か月程度を予定しています。

審議スケジュールとしましては、第 2 回審議会にて調査票素案を提出しますのでそのご審議、第 3 回審議会にて速報データのご報告及びクロス集計する項目や、自由意見の掲載についてのご審議をいただければと考えております。また第 4 回審議会にて市民意識調査報告書素案について、内容についてのご審議をお願いしたいと考えております。

過去に実施した調査の概要については資料 7、7-1、8、8-1 になります。

資料 7、資料 7-1 をご覧ください。資料 7 が前回の平成 25 年度に実施しました「男女

共同参画・人権についての市民アンケート」の結果概要、資料 7-1 がその調査票となります。前回の男女共同参画行動計画策定の際も、男女及び人権について 15 問程度ずつ調査を実施しました。

続いて資料 8、資料 8-1 をご覧ください。こちらの資料は、生駒市人権施策に関する第二次基本計画の策定に際し、平成 30 年度に実施した人権に関する意識調査の結果報告書及び調査票になります。

次回審議会で素案として提示する人権に関する市民意識調査票の案は、資料 8-1 の平成 30 年度に実施した項目から 11 問をそのまま掲載させていただく予定です。

その理由ですが、資料 4-1 をご覧ください。資料 4-1 は、生駒市人権施策に関する基本計画の本編 68P に掲載しています、基本計画の進捗度の評価指標になります。

この評価指標は、平成 30 年度に実施した市民調査の結果を基に設定していますので、今回基本計画期間の 5 年目の中間評価として、調査結果の推移を比較したいと考えております。市民意識調査実施の概要については、以上となります。

また誠に恐れ入りますが、審議時間の都合上、調査票案に係るその他の具体的な質問項目や内容につきましては、次回の審議会で市民意識調査を受託する業者と協議した上でたたき台を提出いたしますので、次回にご審議のほどお願いいたします。

事務局からは以上になります。

(会長) では調査票(案)自体は、今では無くて次回検討して頂くということですが、調査の進め方等について、何か質問・ご意見ございましたらお願いします。男女共同参画の調査と人権意識をドッキングして一本で実施ということですね。

(事務局) はい。

(会長) 調査票の素案を作って頂くのはこれからのようですけれど、何かありませんか。注文とか。なければ素案が出てからの審議でよろしいですか。外国人の方も調査対象に入っていますよね。

(事務局) 無作為抽出なので、外国人の方も当たる場合はあります。

(会長) (過年度の資料では)日本語の調査票になっていますけれども。

(事務局) (資料 8-1 の)平成 30 年度の調査票について、表紙左下に『翻訳が必要な方はお問い合わせください。』といった注釈を、英語など三カ国の外国語で併記しました。今回の調査票でも同様の対応を行う予定をしています。

(会長) わかりました。他よろしいですか。ではこの件については了解を頂いたということで。

次に、その他項目について事務局から報告をお願いします。

(事務局) <次回審議会の日程調整協議>

(会長) 他何かご意見ありませんでしょうか。無いようでしたら、以上をもちまして、第 1 回生駒市人権施策審議会を終了いたします。

<閉会>